

公的年金からの年金天引き(特別徴収)制度

①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、②介護保険料、③市・県民税について、年金から年金天引き(特別徴収)で納めていただいている人は、引き続き特別徴収させていただきます。

※なお、③市・県民税については、平成 29 年度から 4・6・8 月の徴収(仮徴収)の額の算定方法が変更となり、①・②の保険税などと異なりますので、ご注意ください(左ページ参照)。

① 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 144、147
FAX (43)1125

4 月からの保険税(料)の特別徴収

■現在、保険税(料)を特別徴収で納めていただいている人(左ページ【図①】を参照)

2 月の年金から徴収した保険税(料)と同額を 4・6・8 月の年金から仮徴収させていただきます。

■平成 28 年 4 月 2 日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に、つぎに該当した人

保険税(料)を 4 月から特別徴収させていただきます(該当した人には「平成 29 年度仮徴収額決定通知書」を 3 月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

- ・同じ世帯の国民健康保険の被保険者がすべて 65 歳～74 歳になった人
- ・後期高齢者医療制度に加入した人(75 歳になった人や転入などの住所変更により加入した人など)

※国民健康保険の被保険者で、平成 29 年度に 75 歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

※なお、特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。中止届の詳細については、お問い合わせください。

② 介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444
FAX (43)5600

4 月からの保険料の特別徴収

■現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人(左ページ【図①】を参照)

2 月の年金から徴収した保険料と同額を 4・6・8 月の年金から仮徴収させていただきます。

※所得の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合には、6・8 月の保険料額を減額または増額調整することで年度内の保険料額をより均等にします。該当者には「特別徴収仮徴収額変更通知書」を 5 月下旬に郵送します。

■平成 28 年 4 月 2 日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に、つぎに該当した人

保険料を 4 月から特別徴収させていただきます(該当した人には「平成 29 年度特別徴収開始のお知らせ」を 3 月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

- ・65 歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額 18 万円以上受給している人
- ・65 歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額 18 万円以上受給した人
- ・65 歳以上で、老齢・退職年金などを年額 18 万円以上受給している人のうち、住所変更を行った人

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

③ 市・県民税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133
FAX (43)1125

4 月からの市・県民税の特別徴収

■現在、市・県民税を年金から特別徴収で納めていただいている人(左ページ【図②】を参照)

前年度の年額の 1/2 相当額の 1/3 の額を、4・6・8 月の年金から徴収(仮徴収)します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、公的年金等からの特別徴収が停止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

①国民健康保険税・後期高齢者保険料、②介護保険料の特別徴収の流れ

これまでも年金から特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金からの特別徴収額と同額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

また、平成29年度の年額が確定後、すでに4・6・8月に仮徴収で納付した額を年額から差し引き、その残額を残りの10・12・翌年2月の3回の年金から徴収します。

▼平成29年度年額が66,000円の場合

【図①】

年額 66,000円 [7月に決定]								
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)					
前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月		
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円		

2月と同額を納付

年額 66,000円 から 4・6・8月で納めた 30,000円 を差し引いた 残額 36,000円 を3回に分けて納付

③市・県民税の特別徴収の流れ

前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

なお、10・12・翌年2月の残り3回分については、上記①・②の場合と同様です。

▼平成29年度年額が69,000円の場合

【図②】

前年度年額 66,000円			年額 69,000円 [6月に決定]								
特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)					
前年度10月	前年度12月	前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月			
〇〇円	〇〇円	〇〇円	11,000円	11,000円	11,000円	12,000円	12,000円	12,000円			

前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を4・6・8月に納付
前年度年額 66,000円 ÷ 2 ÷ 3 = 11,000円

年額 69,000円 から 4・6・8月で納めた 33,000円 を差し引いた 残額 36,000円 を3回に分けて納付

市制施行30周年記念事業

アートさんぽ展



手をつなぎ、幸せあふれる幸手市に!

問合せ 政策調整課 ☎(43) 1111 内線 242・FAX (43) 3783

この事業は、桜まつりの開催に合わせ、まちなかの商店や寺社などにアート作品を飾り、観光客を始め、多くのみなさんに楽しんでもらおうという企画です。

市内小・中学生を対象に作品作りの参加者を募集し、参加児童・生徒のみなさんがお店への思いを込めて制作した作品のほか、作品作りの指導にあたった芸術家のみなさんの作品が並びます。

また、アート体験ワークショップやライブパフォーマンスなどのイベントも行います。

※展示場所などの詳細については、本紙折込みチラシを参照してください。



夏休みを利用して作品を制作しました。



お店や寺社を見学してイメージを膨らませました。

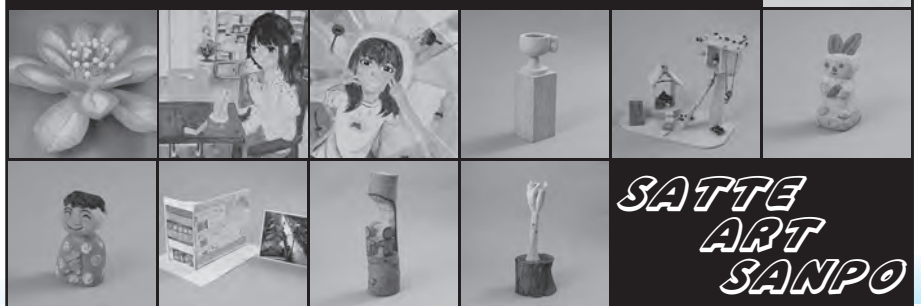
作品展示

とき 3月26日(日)～4月9日(日)

ところ 勤労福祉会館ほか、市内商店や寺社



小・中学生のこトバを形にした造形作家とのコラボレーション



SATTE
ART
SANPO